

	大阪府の森林環境税	国の森林環境税・森林環境譲与税
【背景】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな森林保全対策を講じる必要性の高まり <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害発生リスクの増大 ・森林管理の停滞による災害防止等の公益機能の低下 ⇒緊急的かつ集中的に対策を実施することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CO₂固定機能を有する森林整備においては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、担い手不足などが大きな課題 ⇒地域の実情に通じた市町村が森林整備等を実施できるよう財源の確保が必要
【目的】	○自然災害から府民の暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐ	○温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた森林整備の推進
【納税者】	○府内に住所がある個人等（H30年度 4,075千人）	○国内に住所を有する個人に対して課する国税
【税率】	○年額 300円（個人府民税均等割額に加算）	○年額 1,000円（市町村が個人住民税と併せて徴収）
【徴税期間】	○平成 28年度から平成 31年度までの 4年間	○平成 36年度から課税（恒久的） 市町村、都道府県への譲与は平成 31年度から
【税収見込】	○年額 約 11億円（4年間 約 45億円）	<ul style="list-style-type: none"> ○譲与額（年額） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31～33年度 大阪府 4億 7,300万円 全国 約 200億円 (うち市町村 3億 7,800万円、府 9,500万円) ・平成 34年度以降段階的に増額 ・平成 45年度～ 大阪府 14億 1,700万円 全国 約 600億円 (うち市町村 12億 7,500万円、府 1億 4,200万円)
【使途】	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害から府民の暮らしを守る(約 30億円) <ul style="list-style-type: none"> *危険溪流の流木対策 <ul style="list-style-type: none"> ・土石流発生を抑止する治山ダムの整備 ・溪流沿いの危険木の伐採除去 等 *主要道路沿における倒木対策 <ul style="list-style-type: none"> ・主要国道・府道沿いの枯損木や危険木の伐採除去 ○健全な森林を次世代につなぐ(約 15億円) <ul style="list-style-type: none"> *持続的な森づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・作業道の改良や土場整備の実施 等 ・府内産材コーディネーター、森林経営リーダーの育成 ・林地残材を搬出する仕組みを構築 *子育て施設木のぬくもり推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・認可保育所等の子育て施設の内装の木質化と木育活動の推進 	<p>森林防災対策（ハード）は対象外</p> <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林整備：人工林の間伐や森林所有者意向調査、境界の確認、里山林整備 竹林整備、林道・作業道等の改良・維持補修 ○人材育成・担い手確保：市町村職員、林業現場作業員等を対象とした研修など ○木材利用の促進：木造公共建築の整備、民間建築物の木造・木質化への補助 ○普及啓発：小中学生等を対象とした学習会、森林・森林のシンポジウムなど <p>【都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林整備や木材利用等を実施する市町村の支援